

その組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援を図る。

(3歳から小学校就学前の時期)

- ・認定こども園と短時間勤務を普及・促進する。

(学齢期の放課後対策)

- ・全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境を確保する。

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度が機能するように事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化する。
- ・子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施する。

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・妊婦健診について、望ましい受診回数を確保するための支援を充実する。
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問を実施する。小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備する。
- ・全小学校区において放課後子ども教室を実施する。
- ・家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直しを図る。

4. 対策推進上の留意点

◇制度設計にあたって考慮すべきポイント

- ・子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保する。
- ・子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図る。
- ・事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する。
- ・現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮する。
- ・子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。
- ・関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮する。
- ・虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含する。

◇利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- ・利用者の視点に立った点検・評価手法を構築するとともに、それを施策の改善につなげていくため、平成21年度までの現行のプランの見直しに当たって、結婚や出